

大和市告示第40号

個人情報保護法の改正に伴う関係要綱の整備に関する要綱を次のように定める。

令和5年3月3日

大和市長 大 木 哲

個人情報保護法の改正に伴う関係要綱の整備に関する要綱

(大和市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱の一部改正)

第1条 大和市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱(平成26年大和市告示第20号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「、本市の公用車にドライブレコーダーを設置し、これを適切に管理運用することについて必要な事項を定めることにより」を削り、「目的」の次に「として、本市の公用車にドライブレコーダーを設置し、及び適切に管理運用することについて必要な事項を定めるもの」を加える。

第4条各号中「ものとする」を「こと」に改める。

第5条ただし書中「に掲げる」を「の各号のいずれかに該当する」に、「この限りではない」を「それぞれの内容に応じ必要と認める期間とする」に改める。

第8条第1項中「データ」を「市長」に改め、「除き、」の次に「データを」を加え、同項第1号中「交通事故」を「公用車の運転者が当事者となった交通事故」に、「その当事者若しくは当事者」を「相手方当事者又は相手方当事者」に改め、「又は捜査機関」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、「法令」の次に「の規定」を加え、「文書により」を削り、同号を同項第2号とし、同条第2項中「前項」を「市長は、前項」に、「よりデータの外部への」を「基づきデータを外部へ」に改め、同条第3項中「第1項」を「市長は、第1項」に、「より」を「基づき」に改め、同条第4項を削る。

第9条を削る。

第10条中「について」及び「ものとする」を削り、同条を第9条とする。

(大和市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部改正)

第2条 大和市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱(平成22年大和市告示第16号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「、本市が行う街頭防犯カメラの設置及びその適切な管理運用について必要な事項を定めることにより」を削り、「目的」の次に「として、本市が街頭防犯カメラを設置し、及び適切に管理運用することについて必要な事項を定めるもの」

を加える。

第7条第1項中「管理責任者は、次に掲げる」を「市長は、法令の規定に基づく」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「管理責任者は、前項各号に掲げる場合において」を「市長は、法令の規定に基づき」に改め、同条第3項中「管理責任者は、第1項の規定により」を「市長は、法令の規定に基づき」に改め、同条第4項を削る。

第9条を削る。

第10条中「について」及び「ものとする」を削り、同条を第9条とする。

(大和市シルバードライブチェック事業実施要綱の一部改正)

第3条 大和市シルバードライブチェック事業実施要綱（平成29年大和市告示第98号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「同じ。）」の次に「の交通事故対策に資することを目的として、高齢運転者」を加え、「より、高齢運転者の交通事故対策に資することを目的」を「ついて、必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条中「定義」を「意義」に改める。

第14条第3項中「市長は」の次に「、法令の規定に基づき」を加える。

第15条を削り、第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

別表第2中「第16条」を「第15条」に改める。

(大和市住宅扶助費等代理納付事務取扱要綱の一部改正)

第4条 大和市住宅扶助費等代理納付事務取扱要綱（平成20年大和市告示第26号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

別表中「第8条」を「第7条」に改める。

(大和市冠水監視カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部改正)

第5条 大和市冠水監視カメラの設置及び管理運用に関する要綱（平成29年大和市告示第85号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「、本市が行う冠水監視カメラの設置及びその適切な管理運用について必要な事項を定めることにより」を削り、「保護するとともに」を「保護しつつ」に改め、「目的」の次に「として、本市が冠水監視カメラを設置し、及び適切に管理運用することについて必要な事項を定めるもの」を加える。

第7条第1項中「管理責任者は、次に掲げる」を「市長は、法令の規定に基づく」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「管理責任者は、前項各号に掲げる場合において」を「市長は、法

令の規定に基づき」に改め、同条第3項中「管理責任者は、第1項の規定により」を「市長は、法令の規定に基づき」に改める。

第9条を削る。

第10条中「について」及び「ものとする」を削り、同条を第9条とする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。